

f c t

# GAZETTE

1989. 11

vol. 9

Number. 35

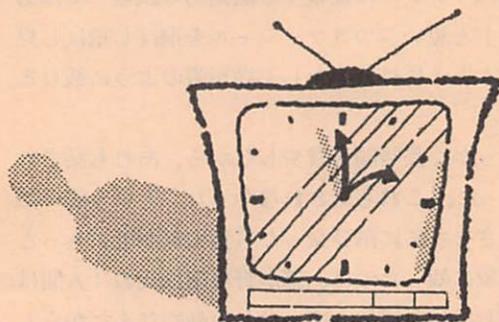
ガゼットは  
テレビと市民  
のデータバンクです

編集・発行／FCT（子どものテレビの会・市民のテレビの会）編集委員会 責任者・鈴木みどり

発行所・神奈川県葉山町長柄1601-27 購読料／年間（4回発行）¥2000（送料共）一部¥500（送料別）

第一勧業銀行逗子支店（普通預金1425785）郵便振替 東京9-84097

## いま テレビの現在



テレビ改編期の秋。スイッチを入れると同じ顔ぶれがいつもの通り話したり、つまらないジョーダンを言い合ったり、演技していたりするテレビではあるが、それでも作る側としては、何とか新鮮味をアピールしようと、必死で知恵をしぼりあっている。新企画、新番組ラッシュの「秋の陣」は、毎年のことながら、視聴者＝市民の側からみると何か焦点がぼけているというか、大事なことを脇に置いて、小手先のどうでもいいことに無駄なエネルギーを費している、という感が強い。

改編期はテレビの現在を総体的に点検する時であって欲しいと思うが、それは無理な注文なのか。

しかし、社会的にこれだけ大きな力を持ってしまっているテクノロジーを軽くみるのは間違いだし、まして、そのあり方を視聴率の論理に全面的にゆだねて平然としている人が増えるのは、恐ろしいことである。

FCTは過去12年というもの一貫して市民の側からテレビのあり方を問い続け、その声をテレビに向けて発信する活動を展開してきた。そうすることで、テレビが自らの「現在」を検証して、市民と共に歩む道を真剣に考えてほしい、と願ってきたからである。本誌の三つの特集にも、この願いがこめられている。

### CONTENTS

#### ○特集1 テレビに想う

- ・「部落差別の払拭」は永久意識変革を提起…2
- ・壁を見ているよりはましなブラウン管に目を向けて ……4
- ・参考書頼みの現代人 ……5

#### ○特集2 メディアと女性

- 放送における男女平等をめざして ……6

#### ○特集3 地方からテレビを考える(2)

- 子どもとビデオをめぐる新しい問題 ……8

#### ○ケース・スタディ

- 幼児のいる家庭でのテレビ・ビデオ視聴…10

#### ○FCTの声 アタマにきました!

- 「強い女」から「行動する女へ」…11

#### ○FCTデータバンク

- 海外篇 ……12

- 国内篇 ……13

イラスト 市川雅美

## ■ 特集1 テレビに想う

## 「部落差別の払拭」は永久意識変革を提起している

竹内 修司 (出版 編集者)

評判になった「テレビ朝日」8月末の“朝まで生テレビ”の部落差別問題特集を、ビデオ録画で見ました。短いとはいえ編集者としてのキャリアのなかで、私も何回か「差別の活字表現」の問題にまともにぶつかっていますから、興味を持たずにはられません。「これはある意味では、確かに“タブーに挑戦する画期的な試み”ではあるな」と思いつつコマーシャルを飛ばし飛ばし見終わったあとには、しかし不満が澱のように残りました。

せっかく長時間を費やしながらか、あれも話されなかった、これも話されなかった、という思いです。さまざまに飛び交った言葉のなかで、もっとも印象に残ったのは、確か野坂昭如氏の「人間は差別しなければ生きていけない動物なんだから」という断片的なひとことです。番組は出演者全員でこのことを確認するところからスタートしなければいけなかったのではないか。このことを踏まえなければ、差別問題についての論議はすべて言語表現の技術的問題にすり替えられるか、あるいは優等生的タテマエ論に終わってしまうのではないかと思うからです。

実のところ、闘かわされた議論自体は私にとって新味はありませんでした。にも拘らずこの番組が“画期的”なのは、このやりとりが密室のなかでではなく、公開されたマスメディアの場で行われたことであり、そのことに尽きます。

番組では解放運動側の、表現者に対する糾弾闘争をめぐって、きわめて多くの時間が費やされました。表現者・メディア側にとっては、この、糾弾へのオソレこそがこれまでのタブー扱いの原因だったので、初めて自由に発言できる場を得たとき、これに対する反発や批判が噴き出したというのは、体験的にも充分理解できます。運動側はこれに対して、これまでの運動の意図と結果をしっかりと説明し、それを踏まえて議論を一步前へ進めるべきでした。

もとより、地道で理論的な啓蒙活動が営々とつ

づけられて来たことを軽くみるわけではありませんが、部落解放運動が社会に強いインパクトをもたらしたのは、おそらく次の二つの運動の柱によってでしょう。

①差別意識を露呈した個人や団体に対する、徹底的な糾弾闘争。

②差別によって生まれた不平等・不利益に対する物質的補償獲得のための、公共投資や個人融資を促す特別立法措置運動。

いずれも、人の心の奥深く巣喰った差別意識は容易に払拭できない、という苦い認識から出発していると思います。①は心理的・物理的恐怖を通じて、人は差別される側の痛みに覚醒し得ない、というロジックであり、②は差別の存在を公に認知させるためには、法によって“目に見える形”での代償を獲得することがより有効だ、というロジックであると理解される。

憲法の条文を持ち出すまでもなく、「人間が人間を差別するのは、倫理的に間違っただことだ」というのは、何人といえども抗うことの出来ないタテマエです。何事であれ、正面切ってタテマエを押し出されると、恐れ入って引き退るより他に対応を知らない。けれども、果して万事それでカタがつくのかどうか。

ヒトはそれぞれの個有の文化に育まれて人間となり、その文化の檻を出ることはできない、とは文化人類学者の説くところですが、層々たる未解放部落の歴史が物語るのは、「部落差別」は日本の文化に、既に分かちがたくビルドインされている、という事実です。理不尽であろうと、それは抗い難く事実です。あらゆる文化には、たぶんそれぞれ個有の差別が内蔵されているのでしょうか、中でも私たちの文化には、意識しようとしまいと、「部落差別」という差別のかたちが、逃れ難く刻印されている。逃れ難い、という事実を認めない限り、かえって問題から逃げることになってしまうのだと思います。「自分には差別意識なんか無い」と言い切れるのは、偽善者でなければ、それ

に無感覚な人々だけです。そこがきわめて厄介なところ です。

タテマエを理性的に認めさせられる分だけ、差別意識は内攻する。無意識の反発を底に潜めた“面従腹背”の心理がそれだけ助長されます。一つの隠語が“言葉狩り”されると、言葉と共にその言葉に盛られた差別意識が消えるのではなく、別の隠語に移されて生き残る。差別感が内攻する分だけ、それはより隠微でより根深いものになってゆく。番組でも触れられましたが、例えば「四つ葉のクローバー」のような明るい含意を持った言葉に差別意識が盛り移されて、新しい隠語となってゆく。

大都会にまた存在する興信所の注文仕事の8割は就職と結婚にまつわる出身地の内偵調査だ、という事実を知って驚いたことがあります。あの「地名総鑑」糾弾キャンペーンの背後には、このような隠微な現象が匿されているのでした。丑松を例に挙げるまでもなく、差別と結婚の問題は深刻に生きつづけ、今日でもそれが原因で自殺に至るケースは珍しくない由ですが、未解放部落の人々にとってもっとも心にこたえるのは次のようなケースだときました。

ふだんは何の別けへだでもなく、親しく近所づきあいしている。なのに、ふと、その家の冠婚葬祭の折にはお呼びがかかっていないことに気がつく。あるいは相手方のほうは、それとはっきり意識してのことではないかも知れないけれど……。

差別される側の痛みは、所詮差別する側には理解できないのだ、とはっきりと認め、そこから話しはじめなければいけないのだと思われま す。

差別表現について、運動側の人たちは「我々は言葉狩りをしている積りはない」とおっしゃる。気持は分るような気がします。不用意な言葉は、それを意図しないで用いられたにせよ差別感情の無意識的な層に共鳴をもたらす。そのことに強圧的に注意を喚起することを通して、差別意識の払拭をおし進めるのだ、という筋道でしょう。しかし、強制糾弾という“北風”方式は、隠微な差別感情を却って温存させたまま、「言論表現の自由」という対抗的なタテマエの屋根の下に避難させる

余地をつくってしまう。特別立法措置の運動にしても、同じように「社会的不平等」あるいは「逆差別」というタテマエに拠る反発が起ってきます。差別意識の払拭、という大目的からして、この二つの運動の柱ではおそらく限界に来ている。運動側の人たちもそれに気づいておられるのだと思います。ならば、番組のなかでそのことをハッキリと言って欲しかった。それに対しては、それぞれの出席者が、自分のなかにも差別意識が拭い難く存在することを、腹藏なく語って欲しかった。

もちろん、私の欲するような展開になったからといって、直ちに有効な道が見出される筈もない。毛沢東は、いまは悪名高い「文化大革命」を発動するに当って、これを永久意識革命と規定したようですが、私は「部落差別の払拭」は、私たちに永久意識変革を提起しているのだと思っています。いや無意識の変革すらが求められている。決して成就することのないこの変革は、絶えず一方に問いかけ、あるいは問いかけられることで進められるより他はない。相互的なこの運動には過程しかないのだと思っています。

仕事の上で「差別表現問題」を起したとき、運動側の責任者が「二度とこういうことが起らないように約束してほしい」と強く言ったのに対して、私はこう答えたことがあります。「いや、残念ながらそんな約束はできません。私たちはきっと、再びあなた方から見ての誤りを犯すでしょう。また指摘を受けて、謝るべきは謝り、反省すべきは反省する。そしてまたまた誤りを犯すことでしょう」

差別問題について考えたり書いたりすると、いつも自分が偽善的になっているのではないかと感じてしまいます。自分のなかにある差別意識を、出来れば見ないふりしてやり過したいと思う一方、そういう醜さを醜いと表現すること自体が、どこか自分を偽っているような気がするからです。

このように際限もなく陰微に内攻しがちな差別問題を「密室の論議」から解き放とうと試みたことだけでも、この番組の意味はあったと云うべきでしょう。問いかけ、問いかけられる過程を公開の場であからさまにしてゆく努力がさらに試みられることを、聴視者の一人として期待しています。

## 壁を見ているよりはましなブラウン管に目を向けて……

江波戸 哲夫（ノンフィクション作家）

半年ほど前から、仕事場にテレビを置くようになった。それまでの五年間は、原稿用紙の前よりもテレビの前にばかり坐ってしまうことを恐れて、仕事場からテレビを遠避けていたのだ。

それでもどうしても見ておきたいという番組も時どきあるし、2DKの部屋で一日中壁を眺めている無聊<sup>ぶりよう</sup>を晴らしたいこともあるしで、とうとうテレビを入れることにした。

六畳間の畳の上に直においたテレビは、火の気のない冷たい小屋によく据えつけられた石油ストーブのようになんとなく、暖かい感触を漂わせている。

なにしろこの仕事場に存在する生きモノは家主の小生ただ独り。あとは息をしたり、騒いだり、体温をもっているモノは何もない。

そんな中でとにかくテレビはスイッチオンすれば、たちまち騒がしくなり、なにやら他人様<sup>ひとさま</sup>の息使いや体温のようなモノさえ伝えてくれる。（動物園に飼われているゴリラなんか、夫婦の片方が死んで孤独な状態に置かれるとノイローゼになって、自傷行為にふけったりするらしい。そんな時、テレビを入れたり、大きな鏡を置くだけでもノイローゼを軽減するという）。

ところががともに付き合おうとすると、テレビってのは、本当に面白いものはとても少ない。新聞で番組表だけを見ていた時「これは見ておきたいな」と残念に思っていたようなドキュメンタリーも、そのほとんどは底が浅い。

小生が自分で取材したことのあるテーマをテレビが扱っているとよく分かるのだが、30分のドキュメンタリー番組の情報量は10ページの活字のノンフィクションの $\frac{1}{5} \sim \frac{1}{3}$ ぐらいだろう。

もちろん絵と活字を、情報量で較べるのは少し無茶だが、要するに知りたいことにまでカメラが迫って行ってくれないのだ。単にそれほど苦労しないで出会った現場にカメラを入れて、やらせて映像をとったものが大半である。

（よくこれで世間に公開できるな）と、活字人間としては羨しいやら呆れるやらの薄味になっている。

ニュース番組もどこの局でも強化しているが、起きた出来事を本質的、構造的に捉えようというより、エンタティメントとして現わそうという色気たっぷりである。真実を知るのではなく面白おかしい誤解に導かれる可能性が高い場合も少なくない。久米宏は才人には違いないが、そういう可能性をより拡大する方向での才人である。

なぜそうなのかを、今さらめかして書くのも気恥ずかしいが、テレビは最初から、一千万単位の人を相手にして作られているからである。一千万人相手——つまり誰にとっても面白いように作られた番組は、誰にとっても十分には面白くない。

八方美人は誰をも本当は愛してはいない。番組をある方向に深めていくことは、必ず視聴者の幅を狭めていくことにもなるから、制作者はいつも浅く広く刺激的に、を心掛けているのだろう。

しかして、仕事場に、情報と気晴らしを求めて置いたはずのテレビは、いつも小生に物足りなさを感じさせ続けている。ところが、だからと言って小生はテレビをつけることを止めはしないで、昼に、夕に、夜半にブラウン管に目を向けている。

無聊の時は壁を見ているよりはましだからだ。

自分自身で「薄味だな」とか「下らん」とか思っている番組をじっと見ている時、一体小生はどんな存在になっているのだろうか？小生ばかりではない。スキャンダル中心のワイドショーを見ている主婦たちはどうか？自分とブラウン管の距離を自覚できる何物かをもっていれば、それは大したことではないが、もっていなければそれは限りなく視聴者に浸透してくるのだろうか？あるいは視聴者がブラウン管に同化していくのだろうか？

テレビ番組に対してではなかったが、五日市町のあの容疑者は、ブラウン管にとことん同化してしまった人間らしい……。

## 参考書類みの現代人

本島 明 (公務員)

巷間では「幼児誘拐殺人事件」でもちきりである。特に数千本に及ぶビデオテープの山を見せられれば世間一般の人々はビデオやアニメの規制に傾くことも止むを得まい。特に昨今国民はより情動性を加速しつつあるのだから。

ところで、世間ではホラービデオやロリコンアニメが犯人を狂気に追いやっただとしていているが果たしてそうであろうか。確かにそれらは火に油を注いだかもしれないが、それらが原因とは言にくいのではないだろうか。私は、犯人にとってホラービデオやロリコンアニメは狂気を実行するための参考書であり、参考書がないと何もできない世代を反映していると考えたい。

では、なぜ今の若い人達は参考書がないと何もできないのだろうか。それは次のことによるのではないか。

即ち、生産性基準原理を金科玉条とする政財界は受験競争をこれでもかこれでもかと強化に余念がない。限られた時間内で受験の効率を上げようとして親達は、子供の生活時間の内睡眠と食事を除いて残り全ての時間を受験勉強に充てざるを得なくなった。しかし学習能力は個人差が当然あるから学習効率を上げるには参考書に頼らざるを得ない。今や参考書なしでは受験競争は生き残れない。特に共通一次以後それは顕著である。しかも起きている生活時間の内、食事を除いて全てを受験勉強に充てる結果として、人間本来の学習行動——つまり自分で試して失敗しながら知恵を体得すること——がなくなるから、今の若い人達は参考書がないと何もできないという行動様式が身についてしまい、それに伴い人間として生きていく為に必要な知恵を体得しないで育ってしまったと言えよう。しかもその参考書の中身は生きていく上に必要なことを中心に体系づけられていないで、どうでもいいことが中心になっている。

若い人達の日常生活を眺めてみよう。例えばスポーツを始めようとするれば、まず入門書を買って

きて次に入門書を見ながら道具を揃えそれからスタートするだろう。またデートをするには若者雑誌を教科書にして雑誌の教え通りに異性を誘い雑誌に出ているデートスポットに行くだろう。ファッションにしても然り。下宿生活にしても然りである。

また参考書のスタイルについても、昭和50年以前であれば当然活字印刷による本であろうが、メディアが多様化しコストパフォーマンスが発達した今では本が参考書とは限らない。オーディオカセットもあればビデオもある。物によってはフロッピーディスクさえもある。メディアが多様化した現在、犯人がホラービデオを参考にすることは至極当然の成り行きと言えよう。だからビデオやアニメを規制して第2第3の真理ちゃん事件を防ごうとするのは見当違いに陥る危険がある。

ではどうすれば防ぐことができるのだろうか。今回の事件に限ったことではないが特に今の時代は、教えなくてはならないことを教えないで、教えてはいけないことを教えていることに原因があるのではないか。だからビデオソフトのみならず大衆が日常接するものすべてにおいて正しくないことは間違っていると伝えると同時に、正しいことはかくさずきちんと伝えることが特に必要とされるのではないだろうか。

さらに現在に生活する私達一人一人が、何でも情報という参考書に寄りかかりきりになっていることを反省し、非効率でムダが多いと思っている「自分の体で試してみること、自分の体で失敗してみること、そして自分の体にあった方法を体得すること」を実行することが大切である。

参考書は万人向きのように書かれてあるが自分向きに書かれているのではない。自分の体で試して自分なりの方法を体得しなければ自分の身につかないのである。近所のおばさんは言う。「いくらいい学校を卒業しても青空学校を卒業しなければ人生やっていけないんだよ」と。至言である。

## 放送における男女平等をめざして

～カナダの放送界に学ぶ～

村松 泰子 (NHK放送文化調査研究所)

男女平等という観点から見ると、テレビの放送内容に多かれ少なかれ問題があるのは、多くの国に共通である。その改善をめざし積極的に取り組んでいるカナダの状況の一端を紹介しよう。

カナダで取り組みが進んでいるとの情報は、「マスメディアの中の性役割」という国際的なニュースレターの1987年号の記事から得た。この記事については鈴木みどりさんが本誌No.30に紹介している。詳しい情報を入手したいと思っていた筆者は、このニュースレターの発行者の一人であるスウェーデン放送協会のU・アブラハムソンさんが昨年来日した際に、問い合わせ先をきいた。

紹介されたカナダ放送協会(CBC)の女性像問題担当者に手紙を書いたところ、大量の資料を送ってくれたほか、CBCの雇用平等室や民間放送連盟(CAB)そして行政組織であるカナダ・ラジオ・テレビ・電気通信委員会(CRTC)にも手紙を回覧してくれた。その結果、上記のうちCAB以外の各組織より諸資料が送られてきたのである。

このように公共放送や行政組織が情報をオープンに提供してくれたことと、共通の問題関心をもつ女性を中心とするグローバルなネットワークの協力のおかげで、多くを学べたことをまず報告しておきたい。(詳細は文末に示した報告、また本誌前号=No.34のデータ・バンク欄の紹介参照)

### ◇ 取り組みの特徴

79年に始まった取り組みは、放送事業の規制・監督を行う独立行政委員会であるCRTCの主導のもとに行われたが、取り組みの原動力としても、取り組みの中での発言権でも、女性組織や女性研究者などの市民がかなりの力を発揮している。

最近カナダの女性学の研究動向をみてきた田中和子さんによると、連邦政府が1967年にいち早く「女性の地位に関する政府委員会」を設けたのも、女性運動内のリベラル派のつきあげによるということだ(「カナダ女性学事情」有斐閣発行

『書齋の窓』1989.9)。79年に連邦政府が発表した女性の地位に関する全国行動計画にも、女性市民の声がかなり反映しているようである。

この行動計画を受け、ただちに放送に関しても動きがおこり、CRTCのもとに改善策を検討する特別委員会が設けられた。委員はCRTC・公共放送・民放・広告業界の代表と、市民代表6名すべて女性の計19名である。この6名は女性の問題に詳しい研究者や市民団体代表などである。

おそらくこの市民代表の力が大きかったものと思われるが、委員会がその活動の出発点として「固定的な性役割像は個人的な趣味のレベルの問題ではなく、不平等・不公正の問題である」という共通認識を確認していることに注目したい。また、偏った表現の累積的な影響が問題であるという点に関しても意見の一致をみている。

### ◇ 問題点の整理とガイドライン作り

2年間にわたる委員会の活動により、放送・広告業界の自主規制により問題の解決をめざすこととなる。また委員会の大きな成果として、放送内容の何が問題なのか、どうすべきなのかをきめ細かく整理したことがあげられる(要点は右欄参照)。メディアの女性像に関するカナダ・アメリカなどの諸研究や公聴会・投書で寄せられた意見などを踏まえての整理である。

これをもとに民放と広告界の自主規制のためのガイドラインが作られるが、この問題点一覧に比べ、やや抽象化したり、ニュース内容の問題など盛られなかった点もある(民間放送連盟の82年作成のガイドラインは本誌No.30参照、87年に性的搾取の項の追加他の修正をし、解説が付された)。

また委員会が政府とCRTCに対して行った勧告には、CRTCの委員や公共放送の役員に女性を増やすことなどのほか、自主規制の成果のまとめとその公開討議も含まれている。さらに報告書の付録に放送・広告などの関係組織の住所その他を掲載し、市民に対し放送内容に問題があれば抗

議をするよう勧告するなど、さまざまなプロセスでの市民の声の吸い上げを重視している。

#### ◇ 公共放送の組織的取り組み

CBCはこれ以前より女性市民団体などから、番組内容について繰り返し問題を指摘されており、79年に会長自ら改善を約すに至った。

そしてCRTCの活動と並行して作成された独自のガイドラインの冒頭には番組で「女性の社会的・政治的重要性を考慮」し、「女性に影響する問題の理解に貢献する」ことはCBCの使命だとうたわれた。また局内に女性問題担当部署を設け、社員への問題点の周知、苦情への対応、女性にとって重要な問題・出来事が放送されているかの監視、番組制作者への情報提供などを行っている。さらにニュース部門にも女性に関係する問題をカバーするための専門職が置かれた。

このほか放送内容の改善のために自主規制とともに必要なメディア内の女性の数や権限の拡大に関しても、早くから努力が続けられている。

#### ◇ 取り組みの成果と今後

これらの取り組みによって関係者の問題認識、また対応策の実行という点では、ある程度の成果があったものの、内容分析調査によると実際の放送内容には依然問題が残っている。そこで放送局の免許の発給・更新の権限をもつCRTCは、前述の民放ガイドラインの順守を免許更新の条件とする意向を示したが、民放はこれに反対しており、新たに放送基準協議会を作って監視を続けるとしているのが現在の状況である。

前出の田中和子さんの報告によれば、60年代末以降急速に発展したカナダの女性学は、女性問題の解決への応用という実践的性格の強いことが特色だという。放送界の取り組みも、そのような背景のなかでなされたものと思われる。何よりも放送界の側の社会的責任の認識が重要だが、女性を中心とする市民活動家と研究者、そして放送界の内部の女性が協力しあい、現実を少しでも変えていくことを目標に取り組んでいる姿から、私たち

### どう改善すべきなのか

(特別委員会報告書より主要な点の要約)

#### 全般的問題

- 年齢・民族・外見などに関し多様な女性を描く
- 女性の多様な職業や活動を描く
- 女性を性的な誘惑物や単に人々の注意をひくためだけのものとして用いない
- イメージや言葉で女性の価値をおとしめない
- いわゆる伝統的役割の女性のみを描かない
- 家事に参加する男性や子供を描く
- 女性の専門家や権威者を描く
- 女性は男性に比べ依存するものとして描かない
- 女性に、性的な魅力、若さと美しさ、清潔さなどの価値を過剰におしつけない
- 男性をつかむことだけを女性の動機としない

#### ニュース・報道など

- 女性キャスター・記者などを十分登場させる
- 女性の重要な問題やイベントを十分放送する
- 女性の社会的貢献を公平に放送する
- あらゆる問題について女性の視点を十分含める

#### スポーツ

- 女性のスポーツや競技者を男性と同等に扱う

#### ドラマ・バラエティ・子供向け番組など

- ストーリーや話題、編集や演出面などで、男女の視点をバランス良く反映する

#### ラジオ

- 性・人種差別的、暴力的な歌詞を使用しない
- 女性DJ・司会者を十分登場させる

#### CM

- 女性を家庭用品だけでなく大きな商品の購買者・利用者・売り手として描く
- 画面に登場しない音声は男女同程度とする

も実践的な教訓を学びとりたい。

(詳細は「カナダ放送界の男女平等へ向けての取り組み (1)放送内容の改善をめざす方策」(2)カナダ放送協会における雇用面での男女平等推進策」『放送研究と調査』1989. 5. 7参照。ガイドラインの全文などを掲載した資料集もある。)

## 子どもとビデオをめぐる新しい問題

村野井 均 (福井大学教育学部)

ニューメディアの発展とともに、子どもがニューメディアをどのように理解するか、できるかに関心が集まっています。特に、最近普及しているビデオでは新しい問題が生じています。

子どものテレビ視聴に関しては、初語への影響や、視聴距離などが問題にされてきました。なぜ長時間視聴するのか、コマーシャルと番組の区別はついているのか、虚構と現実の区別をどうやってつけているかなど、今でも解明されていない問題はたくさんあります。テレビの問題が解明されていないうちに、新たなメディアが保育現場や家庭に入ってしまったわけです。

ビデオの研究はほとんどなされていません。ビデオはいつでも、何度でも見ることができ、操作も簡単です。ですから家庭ではよく使われています。わが家でもビデオを使っています。2人目の子どもが1歳3ヶ月ごろからビデオを見ることを要求するようになりました。1語文はすでに出ていましたが、このころ「トトロ、トトロ」と言って、アニメ映画の「となりのトトロ」(宮崎駿作)を見せると求めるようになりました。わが家では午前と午後子どもを散歩させるのですが、夕食の準備のころはどうしても「テレビに子守り」をしてもらうこととなります。この子はほぼ毎日「トトロ」を見ています。すると現在までに「トトロ」を約100回見ていることとなります。約1時間半のビデオですが、集中して見えています。いつも反応する場面では、ビデオのまねをして動作したり、笑ったりしています。ネコバスの現れる恐い場面では母親の所に逃げてきます。ストーリーを理解しているかどうかまではわかりませんが、その場その場の画面には適切に反応しているようです。見せないと泣いてテレビのスイッチをつけたり消したりしたり、チャンネルを変えて「トトロ」を捜そうとします。映っていないことがわかると、今度はビデオテープを入れるところに絵本やえん

ぴつなどなんでも入れようとしています。

このように、幼稚園に通い始める以前の小さな子どものいる家庭で、1日1~2本のアニメ映画を見せるという現象は、私の知る範囲では日常的なことのようです。まだ、詳しい調査はなされていないのははっきりしたことは言えませんが、小さな子どものビデオ視聴は新たな研究課題を提起していると言えます。

一方、保育現場ではどうでしょうか。保育園や幼稚園は子どもにテレビを見せることに否定的な所でした。ところが最近、NHKの放送教育を使っている場面に出会います。福井県でもテレビ・ビデオがよく普及しています。園の各部屋にテレビとビデオがワンセットそろっている所も多いようです。

この背景の一つに保育の長時間化があると思います。朝から長い時間保育園にいると子どもたちが疲れるため、のんびり座って、ぼーっとする時間も必要になるわけです。もちろん保母の人手不足も要因としてあります。保護者のお迎えまで、一人の保母が異年齢の子ども達を見ることもありますから。

ところが、幼稚園には別の背景を考えなければなりません。個人的には、ビデオが教材として優れているという考え方と、全国放送教育研究会の全国大会がこの要因になっているのではないかと考えています。

まず、全国放送教育研究会から考えてみます。この大会は日本放送協会の主催で毎年行なわれ、40回を迎えようとしています。指定された研究園は何年か前から放送教育に取り組み、放送を見せて集団作りや自然観察に取り組みで実践を発表しなければなりません。そのためにテレビやビデオの購入や視聴行動を分析する機材の補助がなされます。大会へは幼稚園・保育所をはじめ県下の教育機関の人たちが集まるだけでなく、全国からも

多くの参加者が集まります。そして、全体としては放送教育の効果をたたえて終了するわけです。

この大会があるとテレビやビデオが普及し、保育者も「教育のために」気軽にテレビやビデオを使うようになります。使い慣れると言っても良いのかもしれませんが。

この大会はテレビが高価で、放送教育が知られていない時代なら意義があったかもしれませんが、現代のように町を歩けばモニターテレビがいろいろな映像を見せてくれて、頭が混乱してしまうほど映像が過剰な時代を迎えると、そのあり方を再考する必要があると思います。少なくとも、乳幼児を対象にするときには、幼児教育や保育の中での位置づけ、放送教育を受ける子どもに必要なとされる理解力の水準の解明、ニューメディアの使用と限度を明らかにしておく必要があると思います。

ビデオの教材としての優秀さについては確かに言えると思います。いま使われているような、例えば、カエルの成長や種類を教える図鑑的な使い方や、昔話をビデオにした絵本的な使い方も有効だと思います。しかし、ビデオは録画や編集や一時停止ができるため、家庭や幼稚園で内容を選んで好きな時に使えるという特徴があります。つま

り、操作する人間がメディアについていろいろなことを子どもたちに教えてやれる可能性があります。テレビには今まで手を焼いていたわけです。一方的に放送されるため、その場で内容について話し合うことが難しかったからです。テレビの見方の指導は、「テレビをつけているときは静かにする」ことしかできなかったわけです。しかしこれからは、テレビの中のことを本気にしてしまう子どもに対して、ビデオを使って、現実とテレビの違いやテレビ放送のしくみ、あるいはいまままで教えようのなかった直接経験と間接経験の違い、テレビの中の疑似環境とのつきあい方なども教えられると思います。小学校でもメディア教育が叫ばれているわけですから(GAZETTE 34, VOL. 9, P. 11)、もっと大きな影響を受けているであろう幼児期にメディアについて教える必要があると思います。

先ほど述べたような小さな子どもに対する影響は別の問題として取り上げる必要があると思いますが、ビデオの普及自体は広い地域で、メディア教育の実践に取り組むことを可能にしているといえます。

#### 乳児のテレビ視聴に関する研究 (要約)

—村野井均・吉田倫幸 1987, 1989—

生後91日までテレビを一切視聴していなかった女兒1名に「おかあさんといっしょ」と「みんなのうた」(NHK)を週1回30分視聴させ、その行動を継続的に観察した。乳児は画面から2m離れ、母親のひざに抱かれて視聴した。

テレビ画面を見ること(注視)は生後3カ月で生じている。注視率(注視した時間を視聴可能な時間で割った数値)は3カ月で40.5%、4カ月で50%、8カ月で90%を越える。最長注視時間(注視し続ける時間)も3カ月で41秒、9カ月で毎回3分以上、13カ月で10分35秒となる。

テレビ画面への反応は3カ月ではほえむ、声を出す等がみられ、6カ月からは両手を頭上にかざす等の動作反応が起きる。7カ月には母親

に寄りかかったり、抱きつく。ハイハイが多くなる9カ月以降はテレビに注視しながら振り返って母親の顔をみる行動が多く現われてくる。

以上から、母親と一緒に視聴する場合と乳児が一人で視聴する場合で視聴行動に違いがあるのかどうかの実験を次に行った。

この実験は生後11カ月以降のハイハイのできる乳児に関して行った。その結果、一人で視聴している乳児は母親を探すために画面から視線をそらすこと、平均50cmの近距離視聴を行ってることがわかった。逆に手あげ、行動模倣、体ゆすりは多くなった。

ただ、この実験では乳児の行動をカメラで観察する者がおり、その存在を子どもがどの程度意識していたか不明で、継続研究が必要である。

## ■ ケース・スタディ

## 幼児のいる家庭でのテレビ・ビデオ視聴状況

— 鎌倉・親子教室の母親アンケート調査 —

幼稚園前の家庭にいる幼児はテレビやビデオにどのような接し方をしているだろうか。特に最近急速に普及し始めたビデオについてはどうか。また若い母親たちはビデオをどう評価し使っているのか。親子教室（2～4才の幼児とその母親と一緒に遊び学ぶ会、正会員8名、地方の通信会員20名）の会員へのアンケート調査のまとめを報告したい。調査年月は1989年3月、回答者は19人。

一軒あたりのテレビの所有台数は、3台以上7人、2台8人、1台3人、0台1人と大多数の家が2台以上持っている。テレビ視聴については、「週末の視聴日記」と「毎日きまって見る番組があるかどうか」「見る番組の番組名」などから、大多数（16人）の家庭で毎日30分～1時間はテレビを見ているし、週末はもう少し少しよけい見ている。よく見られている番組は、平日は「ひらけポンキッキ」「あんぱんまん」「サザエさん」「ドラえもん」など、週末は「ピーターパン」「仮面ライダー」だった。また週末に「仮面ライダー」「ライブマン」など母親としては見せたくない番組を父親と一緒に見ているケースが目立った。

テレビを「ほとんど見ない」子も4人いた。そのような家でも子どもはテレビを見たがるということ。Hさんの家ではテレビを持たないので、近所の友だちの家や実家で少しだけ見せる。またAさんの家では市販のビデオ「アニメフェスティバル」などをたまに見せている。

ビデオデッキ所有者は18人。ほとんど毎日見る子は12人、ほとんど見ない子は6人。1日に30～1時間位見る子が10人、2時間以上見る子も2人いた。ビデオで見るものは、日常的にはテレビ番組を録画したものと市販のもの。テレビ番組では子どもの好きな上に述べたような番組を録画したものを持っている。市販ビデオを持っているのは13人で、「ディズニーシリーズ」、「アニメフェス

ティバル」、「ウルトラマンシリーズ」、「昔ばなし」などのアニメものを持ち、それに加えて「ニコニコぶん（しつけ）」、「ドラエモンの英語教室」「数とあそぼう」などの学習もの（15人）を持っている。子どもが小さい為かまだ悩みを訴えている人は少ないが、中には見せたくない番組（ライブマンなど）の録画を何度も見てしまう、雨の日にはテレビ・ビデオ・テレビゲームなどにベツタリの生活になってしまう、子どもが操作を覚えてしまってオモチャにしてしまう（巻きもどしや早送りなどして）、などで頭を悩ましている人もいる。

自作ビデオについては、ビデオカメラ所有者8人、自作ビデオ経験者は10人（うち2人はレンタルで）、撮るものは子どもの成長記録、家族の記念行事、何げない日常風景など。その使いみちは記録としてとっておく、家族団らんの時見る、手紙がわりに遠くの両親や友人に送る、などだった。

ビデオをどう評価しているかをみるのには調査用紙に長所短所を列挙し三段階（大いにそうだ、まあそうだ、そんなことはない）の評価をしてもらった。それによると長所では、都合の良い時間に見られる、良い番組の録画ができる、自作のものが見られる、など。短所では、本当に子どもに見せたいものが少ない、図書館で借りられない、子どもの使うものとしては高価だ、などの意見が比較的多かった。なお一般的にビデオを肯定的に受けいれている人が多く、特定のビデオばかり何度も見るので偏った影響を受ける、と心配する人もいなかった。

ビデオの現状に対しては、動物を見る機会が少ないので野生動物の自然の生態を描くものを見せたい、有料でも良いから良質のビデオを見せたい、などの希望が出ている。子どものよく見るテレビ番組も市販ビデオもアニメ中心で選択の巾もないことからせいかく「便利なビデオ」を備えながら有効に活用できてはいないというのが現実のようだ。

（松山 恭子）

## アタマにきました!

テレビを見ていて頭にきたら即ハガキに書いて「ガゼット」編集室まで送みましょう!

### 「強い女」から「行動する女」へ

— 強姦する広告への批判のために —

紀子さんと礼宮さんのデートの舞台としてにわかに注目の目白。この駅の改札正面の中央に、この夏、泥を浴びせかけられた女が横たわっていた。はだけた胸からは下着がのぞき、憤りとも深い諦観ともとれる目を向けて。

この女は、駆け登って改札に急ぐ朝の私の足を重くした。暴行をうけ、道端に投げ出され、なお衆目にさらされる女をみるのはつらい。一枚のポスターは、私に、目白と暴行とを結びつけた。

三楽は今年の5月からパーボンの新商品を売り出すため、広くPRにのり出した。そのための費用は総額3億円(広報担当室による)。これは、次のメディアにふり分けられた。テレビ、新聞、電車の中吊、ポスターの駅貼(約1000枚)、大きなボード97カ所。全国主要都市が中心である。

「行動する女たちの会」のメンバーの一人がテレビCMを見て、あきれ、怒り、定例会で報告したのは、7月後半のことだ。

「女が数人の馬上のカウボーイに取り囲まれ、いやがらせをあびせられるシーン。銃声までとどろき、かぶっていた帽子も奪われる」と。

もし私たちがこの女の立場だったら、恐怖以外の何ものでもなく、また日常いつ遭遇するかもわからぬ出来事だ。すぐに三楽に話し合いの申し入れを行い、了承がとれた。三日後の当日、待ち合わせ場所に集まったのは、呼びかけ人の予想を超え、20余人。強姦救援センターのメンバーも加わっていた。

会社側との2時間余りの話し合いは、女の性を踏みじられる者と踏みじる者との意識の大きな落差を互いに認識したという点で意義があった。また、広告の世界に女の視線の存在を知らせたといえよう。いかにインパクトを与えたかは、週刊誌

が男たちの反論で示してくれた。

では、「作る側」(三楽は博報堂に委託、製作は『プレイボーイ』で活躍するカメラマンに一任。三楽側は三者の立場を適宜使いわけ弁明している)のいい分がどんなものだったか紹介しよう。

1) 悪意がないことを強調した。強姦(担当者はレイプと表現)を連想させるとは考えてもみなかったという。むしろ「強い女」を意図したと(これには一同あきれ、「強い女」がどうして男たちのなすままで、抵抗できないのかと質したが、答えられず)。強姦を受け入れる女が、男たちの願望する「強い女」のイメージか。

2) 雑誌『プレイボーイ』をはじめとするアメリカ文化への単純な信奉。起用したカメラマンとモデルがアメリカで一流だと強調。また西部とカウボーイと土くささを表現するよう指示したとも(アメリカでは従来の西部劇が暴力的で侵略を賛美したと批判され、つくられていないのに)。

3) 女性差別は企業体質に内包され、広告はその反映であること。三楽では女は全て補助職、単純業務に固定され、結婚退職が慣行となっているそうだが広告の製作過程にも当然、女は参加していない。社内の掲示板にポスターを貼っておいたのに、女子社員から不快との声を聞かなかつたので、女にも好評と思ひ込んでいたという。

さて、三楽が女たちの申し入れを本当に理解したとはいいがたいとしても、テレビCMの中止、ポスターの撤去を早めたことを、私たちは画期的と評価した。そして秋、第二弾として行うという広告に注目すると会社に告げ話し合いを終えた。

広告批判は文化の表層を心地よくする作業であると同時に、その基層である社会の力学をささやかにでも揺るがす一つのアプローチにもなることを、今回の経験は教えてくれたように思う。

富沢由子(行動を起こす女たちの会)

# FCT データ・バンク

## — 海外篇 —

●マスメディアであつかわれる暴力と恐怖、Violence and Terror in the Mass Media, George Gerbner, UNESCO Reports and Papers on Mass Communication No.102, UNESCO, 1988。

ユネスコ1984～1985年の研究計画および予算の承認を得て行われた調査研究「メディアを通して報道され、またメディアで描かれた暴力や恐怖と、個人的および集団的暴力との関係に関する世界的規模での調査」の報告書で、ペンシルバニア大学アンネンバーグ・コミュニケーション学部ジョージ・ガーブナー教授が中心になってまとめたもの。

情報収集のための問合わせ、質問紙がこの分野の研究を行っている世界各地の学術機関、研究者に4,800通送付されたが、主要な情報源はこの分野の研究に最も長い伝統を持つ国連である。

集められた大量の情報は整理され、広範囲にわたる文献目録が作られ、内容的には次のような項目によって分析されている。1. 政策的観点、2. メディアが扱う暴力の内容的検討—犯罪、社会的騒乱、テレビの娯楽番組、ロックと音楽ビデオ、異文化間の比較、テロリズム・人質問題に関する報道、の項目による分析、3. メディアの扱う内容が個人や政策に及ぼした影響。

数多くの機関から寄せられたコメントやデータが項目別に分類され、豊富に掲載されていて興味深い、全体を通した結論的なコメントは次のようにまとめられよう。

個人の暴力行為や攻撃性とメディアのメッセージ内容との関係を心理学的側面から検討する研究は、最も数多く公表されてきているが、この

方向に関しては反論も多い。主な反論は、メディアの中の暴力や攻撃的行為を現実の行為と短絡的に結びつけることは妥当ではない。逸脱行為をメディアの影響に帰することによって、現実のもっと重要な社会現象の影響から注意を外らすことになる。法や社会に対する個人の脅威に関心を集めることによって、法的・公的暴力の存在から関心を外らすことになる。暴力自体を社会的な文脈の中でとらえ、それにマスメディアがどのような形で影響を及ぼしてきたかをも考えるべきである。

メディア・メッセージの中の盛り決山の暴力は、複雑な状況(シナリオ)の一部として様々な意味を持たされているのだが、暴力だけが単独でメディアに載せられることはほとんどない。それが何か他の要素と結びついて、受け手の側に影響を及ぼすことになるのが普通である。

メディアの中で多量の暴力が状況やその原因によっては正当化されて扱われることがあるが、その正当化が社会的に暴力を正当化するという結果になり、暴力的犯罪を導き出すという例もあることが指摘されている。一方、暴力や恐怖シーンが、争いと協調、勇気と卑劣さ、勝利と犠牲などを明らかに示して、建設的でPro-Socialな体験となるという指摘も多い。暴力行為とのつながりだけを検討することは、この問題の因果関係のつながりのうちの最も弱い部分を探ることになりかねない、というわけである。

メディアを、選択的に利用するもの—印刷物、映画、ビデオ等—と、受け手の選択を待たずに入り込んでくるもの—テレビ—とに分けて考える必要があることが指摘されている。暴力を扱った記事を読むかどうかは個人的な選択の問題だが、テレビの中の暴力は事実上選択の余地なく受け手の中に入り込む。テレビの暴力番組を見る者は、否応なく、暴力を大量に見ることになるが、そのよう

な人々は皆、類似の社会的・文化的特徴を示している。従って、テレビに関して、暴力漬けを決定するのは、個人的な選択傾向ではなく、むしろ、個人が属している社会的階層の特徴の方である。

メディアの中の暴力の氾濫と実際の暴力行為との因果関係についても、選択的に利用されるメディアとテレビとは別個のケースとして考えるべきであると考えられる。前者については、受け手が様々な経験によって培った性格が暴力的題材を選ぶかどうかを決定し、又、その決定が性格を強めてゆくことにもなる。しかし、子どもは、選択の基盤となる経験を身につける前からテレビの暴力シーンにさらされることになるのだから、テレビの場合には、問題は、どのような番組を見たか、ではなく、視聴量と子どもを取り巻く周囲がそれに対してどのような反応を示しているかということである。従って、メディアが伝える暴力が、例えば現実の暴力行為のような、特定の行動の原因となるかどうか、を検討するだけでは不十分である。暴力が氾濫するメディアの報道や娯楽が人間の思考や行動のパターンをどのように変えてゆくに注目して、現象を分析してゆくことが望ましいという見解が多く見られた。

(レビュー・宮下浩子)

★ ★

本誌前号(No.34)で紹介した資料への問合わせが多数寄せられていますので、連絡先をお知らせします。

●The Children's Broadcast Institute (CBI), Suite 405, 234 Eglinton Avenue East, Toronto, Ontario M4p 1K5, Canada. (Children's TelevisionはCBIの出版物です。訂正します。)

●The National Swedish Board for Consumer Policies (NSBCP), The Education Unit/Sexist Advertising, Box 503, S-16215 Vällingby, Sweden.

# FCT データ・バンク

## — 国内篇 —

●マンハッタンTVのぞき窓、隅井孝雄、リベルタ出版、1989年10月刊。

かつて民放労連事務局長として活躍ぶりを知られ、いまはNTVインターナショナルの社長としてニューヨークに住む著者の、いわば「玄人の見たアメリカのテレビ」報告。

アメリカのテレビは日本のテレビより10年先を行っている、と言われている。1987年1月から'89年5月までの2年あまりの間定期的に寄稿したものをまとめてあるので、ニュースを中心にしたテレビ状況の流れをつかめるといっても具体的な内容が興味深い。

'85年以降テレビ会社の上級職のうち26.7%が女性になり、こうした状況に脅威を感じる男性が女性に決定権を渡そうとしないこと、報酬の面でも平等とはいえず実力ある女性達はイライラしていること等テレビ産業の中で進出著しい女性達が直面している問題も描かれている。

ニュース報道の要を握るアンカーマンといわれる人気キャスター達の動向、ACTをはじめとする市民団体の対応、市民たちのテレビへの反応、など、テレビという切り口から見たアメリカがよく描かれ、読みやすく、考えさせられる報告である。(T)

●情報論ノート、梅津忠夫、中公叢書、中央公論社、1989年3月刊。

現代の生産機構全体を成り立たせている最も重要な部分が情報活動である、という認識のもとに、編集、展示、デザイン、ファッション、芸能、放送など、多様なテーマについて、民族学、比較文明論をもって考察を試みている。

例えば新聞には編集と営業の2つの機能があり、編集権は独立してい

る。編集権が独立していない情報産業はナンセンスという解釈に立って眺めると、放送界においては編集権の独立が確固としていない。それ故にスポンサーの要求によって放送局の商品である情報が簡単に左右されてしまう。新聞人、出版人にくらべて放送人という人間集団の成立ははるかにおけている。放送人としての自己認識をもった集団を育成することによって、情報を扱う人間を確立していくことが望ましい。スポンサーや政府筋など、さまざまなプレッシャーに対して編成権を主張できる民放の立場が日本ではまだ非常に弱いのはこうした構造によるものである、と論考をすすめている。各章は情報の創造と編集、日本展示学会と展示学の発展、情報産業社会におけるデザイナー、唯物論政府、情報産業社会における芸能、情報産業とファッション、語録として、放送人の機能と理念の確立を、人間企業としての情報産業、情報社会とは何か、創造的価値のゆくへ…… (K)

●メディアの熟成、野崎茂、東洋経済新報社、1989年8月刊。

1960年代の後半は、コンピュータと通信の結合を新しい軸とする情報産業の形成、そしてテレビを中心とするニューメディアの動き、ともにエレクトロニクス技術に根ざした大きな動きが発生した記念すべき時代であった。それからほぼ30年を経ているやメディアの熟成期を迎え、高度情報化社会といわれる状況にいたる「史論ふうメディア論」をめざして書かれたのが本書である。

ニューメディアの実用化に伴って映像メディアが成熟していくことにより、プリントメディアへの接近が予測され、両者の融合によってメディアははじめて成熟の域に達する、と著者は予測をたてている。

テレビが放送だけではなく、情報機器として様々な機能をもつようになりつつあり、将来も更にその用途

のひろがりも多様化すると考えられている。こうした状況の中で、いま送り手と受け手がともに人間とメディアの関わりを再確認しておく必要がある、という意味で、本書は多くの示唆に富んでいる、といえるだろう。各章は、メディア大融合への趨勢、成長史の観点から見たプリントメディア、情報共有圏の拡大と細分、総テレビの活用と視聴、思想としての有線都市、ニューメディア予測、高度情報社会へ向かう人間とメディア、メディア成長過程の諸段階、諸局面、コピー・原形・映像メディア論の基底にある問題。 (K)

●子どもとテレビ、石川旺、月刊「はらっぱ」1989年4月～連載。

子ども向けのテレビ番組は非常にしばしば父親をないがしろにしている、名作アニメにおける父親不在をはじめとして、とかく父親の存在感がないテレビに対して、危機感もち敵愾心を燃やした父親の立場から子どもとテレビの関わりについて様々な実践を試みた報告ともいえるエッセイ。例えば、テレビの長時間視聴は情報過剰で消化不良を子どもにもたらすだけであるとの信念のもとで、著者は小学生の2人の子どもに「お父さんのお話の時間」を実行する。民話や歴史物語、冒険物語を実演をまじえて独演することによって、「テレビに勝った！」と実感することが出来た。例えば父親が物語の中で登場させた「死」は、テレビに登場するそれよりもはるかに大きなインパクトを子どもに与えたこと、そのことを通してテレビの刺激が常にエスカレートしていく様を理解する、など、母親とはまたひと味違ったアプローチで子どもとテレビの関わりを、時に父親の目で、時にマスメディア研究者の目で観察している様が興味深い。 (K)

●テレビとどうつきあってますか？「わが子は中学生」1989年9月号。

①テレビに惑わされない批判的な目を育てよう、鈴木みどり ②アニメーションの舞台ウラはツライ労働、元アニメスタジオ勤務S氏。

①平均世帯視聴率が1日で7時間を越す今、環境化したテレビから、子どもたちは何を学んだか、その累積効果を問い直す必要があると指摘し、暴力とCMを取り上げる。テレビの暴力は弱肉強食の論理を否定せず、楽しい娯楽に仕立て上げている。テレビに登場する機会の少ない弱者の立場から社会をみよう、子どもと人権尊重について話しあおうと提言している。CMについては、中学生時代はテレビの流行に敏感で商品販売のターゲットにされやすいので、しっかりとした消費者教育が必要と述べる。(S)

### ●特集・テレビのしつけはどうする？

「月刊PTA」、1989年8月号。  
夏休みの子どもの生活を視野に入れてテレビを考える特集。①テレビを長い時間見る子と短い時間見る子はどこが違うか、深谷昌志 ②お母さんの小さな努力で子どものテレビの見方は大きく変わる、鈴木みどり ③テレビのしつけは小言をいうより決まりをつくるのが効果的、江川致成 ④学校と家庭が連携して進めるノーテレビデー運動・三つの学校の場合、永嶋信子 ⑤子どもが伸びるテレビのよい見方よい番組例、大森哲夫 ⑥日本PTAの全国調査でわかった子どものテレビの見方で気がかりなこと、新井誠。

特集は実態調査、教育現場での実践、メディア教育の提案など多面的に組まれているが、全体を“しつけ、という言葉でくくっているのが気になる。テレビと子どもの問題は家庭、学校の枠を越え、社会・政治・経済の領域とも深くかかわっているのが現状だから。(M)

●子どもの人権—立ち上がる父母・市民、「子どもの人権と体罰」研究会他の共編、母と子社、1989年8月刊。

学校という教育現場にあって子どもの人権を抑圧する状況が広がっている。子どもの人権を守るために立ち上った全国25人の父母・教育・市民の証言集であり、また闘いの記録である。

第1章・髪型・校則を見直す—茨城県神栖町神栖第一中学校の実践、千葉県流山市の運動、東京・女子高生のパーマ退学事件、愛知県岡崎市の運動他、2章・体罰問題と弁護士会・裁判—岐阜県教委・町教委を動かした父母の活動、静岡県富士見市、鹿児島、福岡、神奈川県と野市他、3章・いじめ・内申書・情報公開・進学問題—東京都羽村町に賠償訴訟を起こして、部活での体罰と内申書問題(埼玉県)、茨城県で学校別の中途退学者数を公開させるまで、明星学園進学拒否事件他。

資料として岐阜県加茂郡八百津町の教育委員会に設置された全国で初めての子どもの人権に関する審議(調査)会の要項なども収録。¥1,545。問合わせ:母と子社(東久留米市中央町5-4-8、電・0424・74・9125)(M)

### ●今、子どもの権利とは、鈴木祥蔵、「子どもの権利に関する条約」批准促進連絡会議、1989年7月刊。

今秋の国連総会での採択が予定されている「子どもの権利に関する条約」の全訳を収録し、この条約の意義を解説するブックレット。1959年の国連「児童の権利宣言」、1951年の「児童憲章」も収録する。

子どもの問題をその基本にもどって考えるのに有益な資料。頒価300円。申込み先・大阪市浪速区久保吉1-6-12、部落解放研究センター(F)

### ●特集・どう考える「幼女誘拐殺人事件」

「月刊・子ども」1989年10月号。全国17紙の新聞から子どもに関する記事を切り抜き、毎月約400点を収録する情報誌「子ども」は、世の中の動向に合わせて毎月特集を組んでいる。10月号は8月11日以降の幼

女誘拐殺人事件報道の洪水の中で、この事件のどんな点に関心があるかを神沢利子、五十嵐二葉、岡田淳を含む13人に語らせている。

新聞からの切抜き情報は子どもと学校・教育、子どもと家庭、子どもと社会、子どもと自然、子どもとビジネス、子どもの数字(調査データ)、子どもの本など10分野に分類されており、利用が容易である。購読料は1部2,060円、年間23,480円。問合わせ:クレヨンハウス(東京都港区北青山3-8-15、電・03・406・6492)。

### ●テレビがある時代の赤ちゃん、赤ちゃんも見ている聞いている!?

小林登監修、放送文化基金編、二期出版、1989年10月刊。

テレビと子どもの関わりについて今までに行われてきた様々な研究のほとんどは幼年以上の年令の子どもについて言語発達や成長過程への影響を調査したものだ。

超音波など新しい機器を利用して胎児の動向を映像で知ることが可能になった近年になって、胎児学という分野に注目が集まるようになった。

こうした状況の中で、それでは胎児期そして新生児期の赤ちゃんに、音声を中心としたテレビはどういう関わりをもっているのだろうか。

2年間にわたる各分野の専門家達の調査結果から胎児でもテレビの音は聞こえていて、反応する、3、4カ月の赤ちゃんの50%がテレビを見ている、そして興味をもっている、テレビを見ている赤ちゃんは視力が発達する、など、いくつかの新しい発見を報告しつつ、赤ちゃんにテレビの関わりについて多様な問題提起をしている。幼児とテレビの関わりについては、積極的視聴論、テレビは見せない方がいいとする否定論など諸論があって、研究者にとっても育児中の親にとっても大きな課題であった。とくに胎児期、新生児期にはテレビの音がどう受けとめられているのか、テレビをどう選択するに

しろ、1つの資料として検討する価値がある本といえる。放送文化基金の助成を得て行われた研究報告書をもとにして作られている。(T)

●自閉症の謎に挑む、岩佐京子、星雲社、1989年5月。

自閉症とはどういう病気なのか、そのとらえかたには諸説あっていまだに解りにくい病気とされている。

20年にわたって自閉症の研究にとり組んで来た著者は、100名以上の正常になった子どもたちとの関りを経験して、「自閉症は生れつきの障害ではなく、低年齢のうちに治療をすれば治る」と考え続けてきた。自閉症はニューロンという神経細胞の変性と死滅によっておこる。そのニューロンを破壊するのは、活性酸素の発生であり、その要因になるのは乳幼児期のテレビの音や食生活のアンバランスによってアセチルコリン(神経伝達物質)が減少する故ではないか。いくつかの症例をあげて、「自閉症はニューロンが死滅していく病気である」と熱をこめて報告している。自閉症の子どもの入園について、入学について、どう対処したらよいのか、具体的な示唆も含めて、テレビと食生活という子どもの生活にとって大きな要素への対応にもアドバイスが述べられている。(T)

●“性別役割分業型ニュース”批判、加藤春恵子、「マスコミ市民」No.254、1989年10月号。

シリーズ「マスメディアと女性の人権」の第一回。朝7時のNHKニュース番組「モーニングワイド」を取り上げ、この番組が女子差別撤廃条約の精神に真っ向から反して性別役割分業型の番組づくりをしていることを批判する。何故、そうなのかを“NHKの人びとの心理・論理”を推測しつつ検討し、女性の人材不足というなら、それは女性差別の結果として起っているのである、と述べている。また性別役割分業を差別

として認識できないというなら、それほど日本は男性の価値観に支配された人権後進国であり、それを象徴するのが朝7時のNHKニュースである、と言う。

さらにNHKに対して、女性差別温存機構という古い役割に別れを告げ、人権に関する社会教育機関という新しい役割を担うよう、提言している。

なお同誌には丸山友岐子(作家)による「マスコミよ、報道レイブをやめよ!」も掲載されている。丸山は続発する殺人事件に関連して、マスコミのセンセーショナルリズム報道、特に被害者やその家族をよってたかってマスコミレイブする恐さを「女性自身」「噂の真相」等の雑誌で検証し、厳しく批判している。(F)

●地球の再生—発言する女たち、レオニー・カルディコット&ステファニー・ルランド編、奥田暁子&鈴木みどり訳、三一書房、1989年9月刊。

核の恐威、生態系の破壊、第三世界の飢餓……と、「地球」の危機を身近かに感じるようになり、世界各地で多様なエコロジー運動が展開されている。運動の担い手の中には多数のフェミニスト女性たちがいる。「エコロジーは普通、地球上の全生命のバランスとその相互関係を研究することであると定義されている。フェミニズムを動かしている力は女性原理の表現であり、女性原理を基本的に動かしているのはバランスと相互関係に向かう力であるので、フェミニズムとエコロジーは当然相互につながっている」(P.68)。

フェミニズムとエコロジー—というこれまでとは異なった方向から同じ現象にアプローチしてきた二つの流れを視野に入れて、この両者の統合に地球の再生の可能性を求めようとする女性たちの発言を収録し、その理論化を試みているのが、本書である。

女性のペンタゴン行動、核時代のヘルスケア、黒人ゲッターのエコロジー、食品と第三世界の関係、核政

策に反対するシシリー島女性の声明、アルゼンチン軍政下における母たちの闘い、女性のためのオルターナティブ・テクノロジー、あそびの政治学、女の時間に添う新しい仕事形態、エコロジー哲学とエコ・フェミニズムの統合……と、内容は多岐にわたる。女性たちの運動の広がりや力強さを感じさせる。原書は1983年イギリスのフェミニスト出版社から出版されたもので、執筆者は19名の女性で二人の編者を含め多くが英・米両国の女性である。日本でもエコロジー運動に参加する女性が増え、フェミニズムとの交流が始まりつつある時だけに、多くの示唆に富んでいる。(F)

●たたかうネーダー・もう一つのアメリカを創る、野村かつ子、生活クラブ生協、1989年7月刊。

アメリカ市民運動の先駆者、コンシューマリズムの旗手、市民の利益のために闘う弁護士……と、数々の輝かしい形容句と共に語られるラルフ・ネーダーの9月再来日にあわせて製作されたブックレット。四半世紀にわたってネーダーと交流を深めてきた野村かつ子氏に話を聞き、まとめたもの。

ネーダーは1965年に『どんなスピードでも自動車は危険だ』を出版してGM社の新車コルベアを告発し一躍、時の人となった。それ以来、GM社から得た莫大な損害賠償金でワシントンD.C.に事務所を開いたのを皮切りに、次々と市民運動を支える専門家グループを組織。政治権力・企業権力と闘う一大ネーダーグループを形成して、アメリカの消費者運動を立法勢力にまで高める上で中心的な役割を果たしてきた。

日本の市民活動をどう展開していくかを考える時、ネーダーの哲学、運動方法に学ぶことは多い。(M)

●特集・参院選とテレビ報道、『月刊民放』、1989年9月号。

「増幅ジャーナリズムからの脱却を」一原寿雄、「明確な争点で人々の関心引く」一藤久ミネ、「選挙報道特別番組の制作現場から」一椋尾尚司、「比例代表選挙政見放送の収録と編成」一野口信、「栄誉を担った民放初のテレビ政見放送」一中山昌作、「激戦区神奈川の政見放送枠取り作業」一田代昌史、「参院選にみる政党スポット」一酒井昭、の6編を収録している。

原、藤久両論文が「討論 女性が問う日本の政治 '89参議院選挙」(NHK 7月15日)を高く評価している。しかしこの番組が放送されたのは深夜であった。なぜ、かくも重要なテーマに取組み、しかも識者から高く評価されるような番組に深夜という時間しか与えられないのか。

また、「ミニ政党派、泡沫候補といわれるもののなかに、真面目で貴重な少数意見を数多く発見した。このことはまた、ふだんの新聞、テレビがいかに多数派意見で占められているかを、反省させられる機会ともなった」という原氏の指摘は示唆的である。(I)

#### ●第8回全国新聞信頼度調査、日本新聞協会研究所、『新聞研究』、1989年9月号。

新聞に対する人々の信頼は世界的に低落傾向にある。日本においても、その傾向が1970年代に入って顕著になり初め、1979年にこの調査がスタートした。

今回の調査結果によると正確性、社会性、日常性、公平性、反映性、品位性、信頼性という7項目による信頼度評価の毎年の低落現象がやや加速しているように見える。

この変化を属性別にみると、男性のほうが女性よりも厳しい評価を下

すという従来からの図式には大きな変化はないものの、今回の調査では女性層が前回よりも批判を強めたのが目立っている。

信頼度評価を新聞の閲読時間別に見てみると、閲読時間が長くなると肯定的評価と否定的評価の両方が増加する。接触量の多い人々の間で批判も育って来ているわけである。これに対し、テレビ視聴時間の長い層では、肯定的評価のみが増加、否定的評価は減少しており、テレビ大量接触者の間に新聞批判が育っていないと指摘されている。

今回の調査は付帯項目として「新聞の天皇報道に対する読者の反応」も調査している。(I)

#### ●「一杯のかけそば」現象考、今野健一、『放送レポート』No.100、1989年9/10月号。

昨年末から今年の前半にかけて奇怪なブームを巻き起こした「一杯のかけそば」について、メディアがこれにどのように関わっていたかを具体的な資料に基づいて分析している。そこにはっきりと浮かび上がって来ているのはフジ・サンケイグループのメディアの一連の動きである。

メディアによる「情報操作」の危険性についてはさまざまに指摘されている。最近のメディアはさらに歩を進め、怒ったり、悲しんだり、泣いたり、笑ったりという「情緒操作」に深く関わることを積極的に意図し始めたように見える。その道がどこに通じているかは改めて言うまでもあるまい。「一杯のかけそば」は実は不気味な妖怪が水面に尻尾を表した一瞬であったに違いない。

なお、同誌は100号記念特別企画として「日本のテレビ・ラジオは今」を特集している。これは在日外国人

27カ国、55人の人たちにアンケート調査し①日頃よく見たり聴いたりする番組、②日本のテレビ・ラジオに対する感想・批判をきいたもの。CMが多い、ドラマに殺人が多いのに驚く、女性の描き方・使い方が男尊女卑、差別的だ、アニメは暴力的で子どもに見せられない等、厳しい意見が多い。(I)

#### ●テレビ観想、竹中芳、「ダカーポ」1989年10月4日号。

「テレビ朝日プレステージから出演の依頼があり、ビデオ規制についての討論にご参加ねがいたしという。

わが意を得たりとOK、ところが前日深夜になって届いた殴り書きの台本は「性の商品化は是か非か？」

アホらしい、話がちがうではないかと問えば、答えて「なるべく趣旨の方向へ持っていきますのでよろしく」番組は出演者をえらぶ、同時に出演者もまた局の姿勢と報道の内容をえらぶのである。車寅次郎の台詞でいえば、まったくコミュニケーションしない、やつがれ出演を断ってしまった」

8月31日深夜テレビ朝日で放映されたトーク番組「プレステージ」。

登場してスタジオに坐っている出演者の中からしばしば「今日はこういう話の内容だと聞いてませんでした」という怒りの発言が聞かれたがこの一文を読んで納得がいった。出演者に十分な説明をしないテレビ局の制作者達、よく確かめもしないですぐにOKしてしまう登場者達、この構造で作られている番組が多いのであろうことも想像がつく。

「出演者もまた局の姿勢と報道の内容を選ぶべき」という一文の意とするとところは重い。(T)